

跡見学園女子大学情報メディアセンター利用規程

第1条 この規程は、「跡見学園女子大学情報メディアセンター規程」(以下、「センター規程」という。)第8条に基づき、情報メディアセンター(以下、「センター」という。)を教育、研究及び学習に利用するために必要な事項を定める。

2 前項に言うセンターの利用とは、センターの施設及び設備並びにセンターが供与する便宜の利用をいう。

第2条 センターを利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院学生
- (3) 本学の学部学生
- (4) 本学の科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託学生
- (5) 本学の専任の教職員であった者
- (6) 本学の卒業生
- (7) その他、センター長が許可した者

第3条 開室日は、次に掲げる各号を除く日とする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 本学の創立記念日(1月8日)
- (3) 夏季、冬季及び春季休業期間中の一定期間
- (4) その他、特にセンター長が必要と認めた日

第4条 開室時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時00分より午後7時30分まで
- (2) 土曜日 午前9時00分より午後4時15分まで

2 センター長は必要と認める場合、臨時に開室時間を変更することができる。

第5条 センターを利用しようとする者は、所定の手続きにより、センター長の利用許可を受けなければならない。

2 前項の利用の許可を証する利用許可証は、第2条第1号乃至第4号の利用者の場合、本学園又は本学が発行する身分証明書または学生証等とし、同第5号以下の利用者の場合、センター長の発行する利用許可証とする。

3 利用者は、センターを利用する場合、利用許可証を携帯し、センターにより提示を求められた時はそれに応じなければならない。

第6条 利用者は、センターを利用する際に、次の各号を守らなければならない。

- (1) センターの施設内において教育、研究及び学習のための良好な環境を維持すること
- (2) 機器等の保全に努めること
- (3) ネットワークシステムを侵害又は混乱させないこと

(4) その他、センターの指示に従うこと

2 前項各号を守らない場合、センター長は利用者にセンターの利用を制限し又は中止を命ずることができる。

第7条 利用中の機器等を紛失又は故意に毀損した場合は、利用者は原則として現物による弁償の義務を負う。

第8条 この規程の運用のために、必要な細則を設けることができる。

2 前項の細則は、情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が定める。ただし、利用者の処分に関わる条項を含む細則については、大学評議会の議を経て、学長が定めるものとする。

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 15 年4月1日施行する。

附 則

1. この規程は、平成 17 年4月1日改正施行する。